

## 高松市物品等入札参加者心得（電子入札案件用）

### （総則）

第1条 本市の物品の買入れ及び印刷製本等（以下「物品等」という。）について指名競争入札（以下単に「入札」という。）を行うもののうち、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第12条第3項の規定による入札（以下「電子入札」という。）を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、契約規則、高松市電子入札（物品等）運用基準（平成24年6月1日施行。以下「運用基準」という。）その他関係規程及び指示事項に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

### （入札に参加できる者）

第2条 入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、市長から当該入札につき指名通知を受けた者とする。

- 2 入札参加資格者は、地方自治法、地方自治法施行令、契約規則、運用基準、契約約款及び仕様書（仕様書についての質問及びこれに対する回答を含む。）その他指示事項を遵守の上、入札に参加しなければならない。

### （入札の参加）

第3条 入札は、運用基準に特別の定めがある場合を除き、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行うものとする。

- 2 入札参加資格者が、初めて電子入札システムを利用する場合（電子入札システムに登録済みの事項に変更する場合を含む。）及び新たに電子証明書（電子入札システムの利用に必要なICカード等をいう。以下同じ。）を取得した場合には、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。
- 3 電子証明書は、高松市に対し入札参加資格審査申請を行い、企業ID及び仮パスワードの交付を受けている企業（支店、営業所等が入札参加資格者名簿に契約先として掲載されている場合は、その支店、営業所等）の代表者の名義のものに限るものとする。

### （入札の辞退）

第4条 入札参加資格者は、電子入札システムによる入札書を提出するまでは、電子入札システムにより入札辞退届を提出することにより、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札書提出締切日時になっても入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 3 入札において、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱

いを受けるものではない。

- 4 入札書の提出後においては、入札の辞退はできない。ただし、運用基準に特別の定めがある場合は、この限りでない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加資格者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加資格者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加資格者は、落札者の決定前に、他の入札参加資格者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の停止、中止及び取消し)

第6条 辞退等により、入札参加者が1者になったときは、入札の執行を中止する。

- 2 緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがある。
- 3 システム障害等により、入札を行うことができない場合においては、市長の指示に従わなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第7条 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。

(指名競争入札に係る入札参加資格を満たすことの誓約)

第7条の2 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなす。

(入札金額の記載要領)

第8条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、次の要領で金額を記載しなければならない。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用いること。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一の入札について、2以上の入札書を提出したもの
- (2) 指定日時後に電子入札システムに到達したもの又は運用基準の定めるところによ

- り行った紙による入札（以下「紙入札」という。）で指定時刻後に市に到達したもの
- (3) 入札書の金額、氏名若しくは印影に相当する電磁的記録（紙入札にあっては、氏名又は印影（押印のない入札書にあっては、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先）又は重要な文字が誤脱し、又は不明なもの
  - (4) 電子証明書を取得していない者がした入札
  - (5) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
  - (6) システムの不正利用及び電子証明書等の不正使用により行った入札
  - (7) 入札書の金額を訂正したもの
  - (8) 紙入札にあっては、入札書に鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの
  - (9) 入札書に添付すべき書類が欠けている入札
  - (10) 紙入札にあっては、市が指定する入札書以外の様式によるもの
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの  
（立会者の遵守事項）

第10条 入札の立会いを行う者（以下「立会者」という。）は、公正な入札の執行についての確認のみを行うものとし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為その他の公正な入札執行を妨げる行為を行ってはならない。

- 2 立会者は、入札執行責任者の指示に従って立会いを行うものとし、入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。
- 3 入札執行責任者は、立会者が前2項に規定する入札執行を妨げる行為又は入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、直ちに当該立会者の立会いを禁止し、退出を命ずることができるものとする。

（再度入札）

第11条 各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にはないときは、再度入札を行う。この場合、原則として、1回目の開札の日の翌日（その日が高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項に規定する休日に当たる場合は、同項に規定する休日の翌日）に開札を行う。

- 2 初回の入札において無効の入札をした者及び失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- 3 入札執行回数は、初回の入札及び再度の入札を合せて2回を限度とする。
- 4 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札した者は、失格とする。

（落札者の決定）

第12条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。

- 2 落札者が決定した場合は、電子入札システムにより、その結果を入札参加者に通知するものとする。

- 3 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、別に定める方法による電子くじにより落札者を決定する。
- 4 落札者は、発注者が指定する期限までに、財政局契約監理課に当該入札書の入札金額の内訳等（品名・規格、数量・単位、単価、金額等）の分かる「内訳書」を提出しなければならない。免税事業者である場合は、これに加え、「免税事業者届出書」を提出しなければならない。
- 5 前項の期限までに免税事業者届出書の提出がない場合、発注者は当該落札者を課税事業者として取り扱うものとする。

（契約保証金の納付）

第13条 落札者は、契約の締結時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 契約保証金の額は、契約金額（単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じて得た金額の合計金額とする。）の100分の10以上の額でなければならない。

- 3 契約保証金には利子を付さないものとする。

（連帯保証人）

第14条 落札者は、契約規則の規定により入札通知その他の契約の申込みの誘引において発注者から求められたときは、契約規則第26条第2項に規定する資格を有する連帯保証人を立てなければならない。

（契約書の提出）

第15条 落札者は、当該落札した契約について市所定の契約書（契約金額が一定額以下となる場合にあつては、請書）に記名押印し、その都度指定する日までに、財政局契約監理課に提出しなければならない。

（議会の議決に付すべき契約）

第16条 高松市契約及び財産の所得又は処分に関する条例（昭和39年高松市条例第14号）の規定により、議会の議決に付すべきものについては、落札決定後仮契約を締結し、高松市議会の議決を得た場合において、契約が確定する。

（異議の申立て）

第17条 入札者は、入札後は、この心得その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

附 則

この心得は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

この心得は、平成27年1月15日から施行する。

附 則

この心得は、平成30年3月2日から施行する。

附 則

この心得は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和4年3月11日から施行する。